

藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の
一部を改正する条例

第 1 条 藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例（昭和 36 年藤枝市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第 2 条 藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100分の160」を「100分の165」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例（以下「議員報酬条例」という。）第 4 条第 2 項の規定は、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第 1 条の規定による改正後の議員報酬条例第 4 条の規定を適用する場合においては、改正前の同条の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の同条の規定による期末手当の内払とみなす。